

三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集要領

[令和 7 年度一般競争入札]

○ 入札申込受付期間

令和 7 年 11 月 14 日（金）まで

○ 入札日

令和 7 年 11 月 21 日（金）

三原市 経営企画部 本郷支所地域振興課

目 次

入札申込みから「自動販売機」設置までの流れ	1
三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集要領（一般競争入札）	2
1 募集概要	2
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付施設の概要	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約の方法	
(7) 貸付料	
2 入札の方法等	2
3 使用する言語、通貨及び単位	3
4 入札の日時等	3
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
5 入札参加資格	3
6 入札参加に関する留意事項	3
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
7 契約手続	4
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
8 入札までのスケジュール	5
(1) 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）	
(2) 募集に関する質問の受付及び回答	
(3) 入札参加資格（入札申込）の確認	
9 貸付料の支払方法	6
10 その他の留意事項	6

入札申込みから「自動販売機」設置までの流れ

① 募集要領の配付（この募集要領）

配付期間：令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
※土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。
※郵送の場合は令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 15 分までに必着
受付場所：三原市経営企画部本郷支所地域振興課（三原市本郷南六丁目 3 番 10 号）

③ 入札の日時及び場所

入札期日：令和 7 年 11 月 21 日（金）
入札時間：午前 10 時 00 分
場 所：三原市役所本郷支所 2 階会議室（三原市本郷南六丁目 3 番 10 号）

④ 契約の締結

契約締結期限：令和 7 年 11 月 25 日（火）

⑤ 貸付料の支払

貸付料の支払方法は、三原市が発行する納入通知書により金融機関に納付していただきます。

⑥ 貸付期間

令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年 4 ヶ月） ※更新はありません。

⑦ 自動販売機設置

自動販売機の設置については、令和 7 年 1 2 月 1 日（午前 8 時 30 分）以降とします。
ただし、事前に自動販売機設置事業者との協議の上、設置日時等を変更する場合があります。

三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集要領（一般競争入札）

三原市では、次のとおり三原市本郷支所庁舎に飲料用自動販売機を設置する事業者を募集します。

この要領に基づき、飲料用自動販売機の設置を希望される法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札に参加を希望される方は、この要領のほか、三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書、入札公告、「三原市本郷支所庁舎自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃借契約書(案)」及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

三原市本郷支所庁舎敷地への自動販売機設置事業

(2) 事業の目的

市有資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化及び市職員等の福利厚生の実現を図ります。

(3) 貸付場所の概要（添付図面を参照してください。）

場 所	貸付箇所	位置図	貸付面積
三原市本郷支所庁舎敷地	別紙	別紙	2.00㎡

※1 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含みます。

※2 自動販売機は貸付箇所に必ず1台以上設置してください。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※4 入札申込にあたっては、必ず現地の現況等を確認されたうえでお申込ください。

(4) 募集の仕様

資料2 三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書のとおりです。

(5) 貸付期間

令和7年12月1日から令和10年3月31日まで（2年間4ヶ月）

※更新はしません。

(6) 契約の方法

三原市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、自動販売機設置事業者（落札者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他三原市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(7) 貸付料（年額）

三原市本郷支所庁舎「自動販売機」設置期間中の貸付料（年額）は、落札価格に10パーセントの消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における賃借料に含まれる消費税等は変動後の税率により計算します。なお、貸付料には光熱水費は含まないものとします。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。

3 使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

4 入札の日時等

(1) 入札の実施

入 札 期 日	令和 7 年 11 月 21 日（金）
入 札 時 間	午前 10 時 00 分
入 札 場 所	三原市本郷支所 2 階会議室（三原市本郷南六丁目 3 番 10 号）

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札時刻の 15 分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、御注意ください。

5 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県及び三原市の入札指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- (7) 三原市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 入札参加に関する留意事項

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 金額を改ざんし、又は訂正した入札をしたとき。
- エ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- オ 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- カ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。
- キ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

(3) 入札の執行

- ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、入札物件ごとに委任状を作成してください。
- イ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止します。
- ウ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。
- エ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できません。
- オ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退届（様式第2）、委任状（様式第3）を使用してください。
- カ 当日の入札参加者が1者のみとなった場合でも、入札を実施します。
- キ 1回目の入札の結果、すべてが予定価格に達しなかった場合には、引き続いて2回、合計3回まで行います。あらかじめ必要枚数をご用意ください。ただし、1者の場合は入札は1回のみとします。

(4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には、消費税及び地方消費税を含めない年額（1年間分）の貸付料を記載してください。※貸付期間は、令和7年12月1日から令和10年3月31日までの2年4ヶ月間です。

(5) 入札者の持参するもの

- ア 入札書
- イ 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
- ウ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- エ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

- ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
- イ 落札者は、次の方法により決定します。
 - (ア) 三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、三原市が予定する年額（1年間当たり）の貸付料（消費税及び地方消費税を除く）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - (イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

7 契約手続

(1) 契約の締結等

- ア 落札者と三原市は、令和7年11月25日（火）までに「三原市本郷支所庁舎自動販売機設置に係る有償定期建物賃貸借契約書（案）」に基づき自動販売機設置に係る有償定期建物賃貸借の契約を締結します。
 - (ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。
 - (イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第6）を三原市に提出してください。
 - (ウ) 契約の締結に係る一切の費用（印紙代等）は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

8 入札までのスケジュール

(1) 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

【配付資料】

資料1	三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集要領※本書
資料2	三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書
資料3	三原市本郷支所庁舎への自動販売機設置事業 様式集
資料4	公告
資料5	三原市本郷支所庁舎自動販売機設置に係る有償定期建物賃貸借契約書（案）

(2) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この「自動販売機設置事業者」募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受 付 期 間	令和7年10月31日（金）～令和7年11月18日（火） 午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。） ※土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。
提 出 方 法	様式集の三原市本郷支所庁舎への自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、電子メール、持参、郵送又はファクシミリにより提出してください。郵送の場合は、上記の期限までに必着。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限りします。
提 出 先	三原市経営企画部本郷支所地域振興課 （〒729-0495 三原市本郷南六丁目3番10号） ファクシミリ（0848）86-4184 メールアドレス hongoshinko@city.mihara.hiroshima.jp

(3) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について三原市の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受 付 期 間	令和7年10月31日（金）～令和7年11月14日（金） 午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。） ※祝日、土曜日及び日曜日は受付を行いません			
提 出 方 法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着。			
提 出	提	事 項	法 人	個 人
	①	入札参加資格確認申請書（様式第5）	○	○
	②	商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）＊写し可	○	—

	書 類	③	印鑑証明書　＊写し可（ただし印影がはっきりと確認できるものに限る）	○	○
		④	三原市税の納税証明書（三原市税についての滞納がない旨の証明）＊写し不可	△	△
		⑤	消費税及び地方消費税の納税証明書（（その３）又は（その３の３）＊写し可	○	○
		⑥	設置する自動販売機のカatalog（販売商品・単価含む。）	○	○
		⑦	身分証明書（本籍の自治体で交付）＊写し可	－	○
提　出　先		８－(2)申込先に同じ。			

※②、③、④及び⑤については、発行後３か月以内とする。

※②、④及び⑤については、令和７年度に実施される自動販売機入札において、他課が実施する入札へ正本を提出している場合は、その旨を記載した複製での提出を認める。

※④については、三原市外からの入札参加の場合（三原市内に納税がある場合を除く。）、不要とする。

※三原市財務部契約課への入札参加資格者は、添付書類は不要とする。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して書面により通知します。

９ 貸付料の支払方法

- (1) 落札者は、三原市の発行する納入通知書により、毎年４月３０日までに、その年度に属する貸付料（１年間分の貸付料）を三原市に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、三原市の指定する日までに支払うものとします。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、御注意ください。

１０ その他の留意事項

(1) 「自動販売機設置」事業関連規定の遵守

三原市と本件自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃貸借契約を締結した落札者（以下「自動販売機設置事業者」という。）は、本要領のほか、三原市本郷支所庁舎「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、三原市と自動販売機設置事業者が協議の上決定します。

(3) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費（コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）は、自動販売機設置事業者の負担とします。

(4) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、「自動販売機設置」承認申請書（様式第７）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、三原市に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

(5) 自動販売機の撤去

契約期間の満了等により、賃貸している面積を三原市に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第8）を提出して三原市の承諾を得るものとします。

(6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還いたしません。

(7) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。